

令和5年12月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和5年12月8日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	小 中 尾 寿 隆
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- 第 1 選挙第 5 号 川棚町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第 2 議案第 40 号 川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 41 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 42 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 43 号 令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回）
- 第 6 議案第 44 号 令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 7 議案第 45 号 令和 5 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 8 議案第 46 号 令和 5 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 9 議案第 47 号 令和 5 年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 2 回）
- 第 10 議案第 48 号 令和 5 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 11 議案第 49 号 川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 50 号 川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 51 号 川棚町農村地域工業導入促進対策審議会設置条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 52 号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更の件（中央公園）
- 第 15 議案第 53 号 佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件
- 第 16 請願第 3 号 国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議についての請願
- 第 17 請願第 4 号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書

(1 0 : 0 0)

議 **長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 選挙第5号

議 **長** 初めに、日程第1、選挙第5号「川棚町選挙管理委員及び補助員の選挙」を行います。

選挙管理委員会委員長から委員及び補充員の任期が、令和5年12月25日で満了との通知を受けております。

委員及び補充員につきましては、地方自治法第182条第1項の規定におきまして、選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し、公正な見識を有するもののうちから、議会において選挙することとなっております。

また、第5項では、委員及び補充員は、それぞれ、その中の2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。とありまして、第7項では、議会の議員及び長と兼ねることができない。と規定をされております。

選挙管理委員、選挙管理委員補助員、それぞれ4人の選挙の方法についてお諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 **長** お諮りします。指名の方法については、議長において指名する

こととしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することと決定をいたしました。

(10 : 02)

議 _____ **長** まず、はじめに選挙管理委員を指名いたします。

選挙管理委員には、新谷郷の高以良蔦枝さん、中組郷の植田光さん、下組郷の田崎久美子さん、下組郷の大廻清次さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長において指名をいたしました、高以良蔦枝さん、植田光さん、田崎久美子さん、大廻清次さんを選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、高以良蔦枝さん、植田光さん、田崎久美子さん、大廻清次さん、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。

(10 : 02)

議 _____ **長** 続きまして、選挙管理委員補助員を指名いたします。選挙管理委員補助員には、第1順位、下組郷の岬常春さん、第2順位、中組郷の山口明則さん、第3順位、新谷郷の森良和さん、第4順位、小串郷の宮崎利秀さんをそれぞれ指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長において指名をいたしました、第1順位、岬常春さん、第2順位、山口明則さん、第3順位、森良和さん、第4順位、宮崎利秀さんを選挙管理委員補助員の当選人と定めることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました、第1順位、岬常春さん、第2順位、山口明則さん、第3順位、森良和さん、第4順位、宮崎利秀さん、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補助員に当選をされました。

(10 : 04)

日程第2 議案第40号

議 長 次に、日程第2、議案第40号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第40号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

令和5年度の人事院勧告では、民間給与との比較に基づく給与等の引き上げの勧告がなされており、国においては、その勧告にしたがって、国家公務員法の改正が行われ、その中において特別職の期末手当についても引き上げの措置が講じられております。

本町の議会議員の期末手当については、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月数に合わせるため、一部改正の条例を、ご提案しようとするものでございます。

以上で、提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それでは、新旧対照表で説明いたしますので、議案の2枚目のページをお開きください。

まず、第1条による改正であります。

第1条による改正では、期末手当の支給について規定する第5条第2項において、現行では新旧対照表の右側にありますとおり「100分の165」となっておりますが、これを左側の改正後のように「6月については100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改めようとする

るものであります。このことにより、年間の支給割合を「100分の330」から「100分の340」にしようとするものであります。

次の裏のほうをご覧ください。第2条による改正では、第1条により改正した期末手当の支給割合「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を、6月分も12月分も一律に「100分の170」に改めようとするものであります。

議案1枚目の条例本文の中の附則をご説明いたします。附則第1条第1項において、この条例につきましては公布の日から施行することとし、ただし書きにより、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行することとしております。

さらに附則第1条第2項において、第1条による改正後の規定は、期末手当の基準日である「令和5年12月1日から適用する。」こととしているものであります。

附則第2条は、改正前において支給された期末手当につきましては、改正後条例の規定による内払とみなすことを規定したものであります。以上で、説明を終わります。

議 **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「な　　し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 09)

日程第3 議案第41号

議 _____ **長** 次に、日程第3、議案第41号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第41号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

議案第40号の際にご説明したとおり、国においては、今年度の人事院勧告に沿って、給与等の引上げに係る国家公務員法の改正が行われており、その中において特別職の期末手当についても引上げの措置が講じられております。

本町の町長及び副町長の期末手当については、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月数に合わせるため、一部改正の条例を、ご提案しようとするものであります。

内容につきましては、議案第40号と同じとなりますので省略させていただきます。

なお、教育長の期末手当につきましては、町長及び副町長の例によるものとされており、改正を要しないものであります。

以上で、提案の理由の説明とさせていただきますが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 11)

日程第4 議案第42号

議 長 次に、日程第4、議案第42号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第42号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

今回の、職員の給与改定については、人事院の勧告と県の人事委員会の勧告を受けての改正であり、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準の引き上げと期末勤勉手当の支給割合の引き上げに関する法案が人事院勧告どおり国において可決され、公布されたものであり、長崎県においても、同様に給与条例の改正が定例県議会に提案されているところであり、本町職員の給与についても、国・県に準じて改正しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますが、詳細については総務課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、横長の新旧対照表をお開きください。1ページ目です。

まず第1条による改正であります。第16条の期末手当の支給割合を現行「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改めようとするもので、このことにより、年間の支給割合を「100分の240」から「100分の245」にしようとするものです。また、第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合について、現行「100分の67.5」を12月支給分については「100分の70」に改めようとするものです。

次の第16条の4勤勉手当の改正では、第2項第1号の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給割合について、現行「100分の100」を「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改めようとするもので、このことにより、年間の支給割合を「100分の200」から「100分の205」にしようとするものです。

また、第2号の定年前再任用短時間勤務職員の支給割合について、現行の「100分の47.5」を「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改めようとするものです。

さらに、次の改正、次のページですけれども。別表第1 一般職給料表について、今回の人事院勧告を反映し新たな給料表に改めるものであります。次に9ページをお開きください。

新旧対照表の第2条による改正です。第16条の期末手当の改正であります。第2項第1号の職員の支給割合について、第1条により改正した期末手当の支給割合「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を、6月も12月分も一律に「100分の122.5」に改めようとするものです。

また、第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合について、第1条により改正した支給割合を一律に「100分の68.75」に改めようとするものです。第16条の4の勤勉手当の改正であります。第2項第1号の職員の支給割合について、第1条により改正した勤勉手当の支給割合「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を、6月も12月分も一律に「100分の102.5」に改めようとするものです。

次に、第2号の定年前再任用短時間勤務職員の支給割合について、10ページのほうですけれども、第1条により改正した勤勉手当の支給割合を一律に、「100分の48.75」に改めようとするものであります。新旧対照表の前のページに戻っていただいて、議案の改正条例の附則をご覧ください。

附則第1条第1項において「この条例は、公布の日から施行する。」こととしており、ただし書きにより、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行することとしております。さらに附則第1条第2項において、第1条による改正後の規定は、「令和5年4月1日から適用する。」ということとしているものであります。附則第2条は、改正前において支給された給与については、改正後条例の規定による内払とみなすことを規定したものであります。附則第3条は、「職員の給与に関する条例」の規定を準用している「川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」について、今回の「職員の給与に関する条例の一部改正」に伴う取扱いについて、同条例の附則の追加により規定するもので、令和5年12月31日までの間は、改正前の規定の例によるという旨を規定しているものであります。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。辻議員。

6 番 辻 申し訳ありません。基本的なことなんですけれども。勤勉手当

の中身をお聞きしたいんですけど、どういうものなんでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。勤勉手当については期末手当と違いまして、職員の人事評価による成績率等を見てですね、職員間で差が出るものであります。

議 長 他に質疑はありませんか。炭谷議員。

5番炭谷 職員の平均的給与は出ていると思いますけども、その平均的な給与がこの号数と、職級クラスのどの程度に一致するのかっていうのをちょっとグラフで見たいんですけども。お願いしたいと思いますけれど。

議 長 すみません、もう一度お願いします。

5番炭谷 職員の年齢、年功違いがありますけど、平均的給与がどの号数と職級のクラスがありますよね。その位置について、どの程度のところが平均給与になるのかというのをお願いしたいんですけど。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。申し訳ございません。大体平均的には31万から32万円のあいだと記憶しておりますが、今月号に広報に載せているところではあるんですけども、すみません。手元にそのはっきりした数字を今持ちません。それと平均的な職級と言われたのかなと思うんですけども、ちょっとそういったなんていいますかね、管理職、係長、そういった階級ありますので、ちょうどその部分について、どこが平均かというのまでは今出しておりません。

議 長 他に質疑はありませんか。辻議員。

6番辻 すみません。勤勉手当がですよ。職務の階級では1から7級まで、そして、号給がこの31までありますけれども。これにまたさらにまだあるか。まだ詳しいこうなんか差がこう出てくるんでしょうか。個人個人の職務態度の中では。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。給料表によって、変わってくるということではなく、この給料表にある金額、基礎額に先ほどの率などを掛けてそれぞれの勤勉手当が出るということです。級によって違う、基礎額が違うだけで、級によってその率が違ったりということはありません。

議 長 質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:25)

日程第5 議案第43号

議 _____ **長** 次に、日程第5、議案第43号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第43号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ

8, 308万3, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億7, 864万1, 000円にしようとするものであります。併せて、地方債の補正を行うものであります。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入においては、ふるさと応援寄附金の収入見込みによる増額、災害復旧事業に伴う町債の増額が主なものであります。

また、歳出においては、障害福祉サービス事業費や障害児給付費の実績に伴う増額、過年度における子ども・子育て支援交付金等の実績確定による国・県への返還金の増額が主なものであり、そのほか、当初予算編成後の事情変更等に対応するため必要な事業費について、計上したものであります。

補正予算の、詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい、私のほうから内容につきまして、説明させていただきます。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、26・27ページをお開きください。

なお、今回の補正におきましては、4月からの人事異動及び給与の改定により、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、1款議会費から10款教育費まで、全編を通じて増減の補正が生じております。説明に際しましては、「人件費の補正」という表現で簡略に説明しますので、あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

1款議会費について説明いたします。1項1目議会費の説明欄の番号1議会費につきましては、6月支給の期末手当の算定基礎となる在職期間について、3か月未満の対象議員が5名となったことに伴い不用額が生じたため、3節職員手当を減額するものであります。説明欄の番号2事務局費につきましては、人件費の補正であります。次のページをお願いします。

2款総務費について説明いたします。1項1目一般管理費につきましては、職員の産前等休暇代替職員の雇用のため、1節報酬を23万4, 000円、4節共済費を2, 000円増額し、人件費の補正として2節、3節、4節をそれぞれ減額、10節需用費は事務費の執行見込みの増に伴い、35万円増額し、13節使用料は第2別館横駐車場の賃借料として36万円を計上

するものであります。4目財政管理費の説明欄の番号1の財政管理費につきましては、事務費の執行見込みの増に伴い、10節需用費を5万円増加し、説明欄の番号2のふるさと納税管理費につきましては、ふるさと応援寄附金の収入見込みの増に伴い、ふるさと納税事務管理会社への委託料等717万5,000円を増額するものであります。

6目財産管理費につきましては、大崎半島の観光施設売却等予定地の抵当権移転登記にかかる委託料として12万円を計上しております。

7目企画費につきましては、当初予算に計上しておりました長崎県立川棚高等学校入学支援給金につきましては、執行を見直し、子育て世帯への支援事業として組み替えるため、18節補助金を100万円増額するものであります。新しく新設する制度としましては、本町に住民票を置く中学3年生の子を持つ世帯に対して、卒業祝い金として一人3万円を支給するものであります。令和5年度は130人を見込んでおります。

8目情報システム管理費の説明欄の番号1情報システム管理費につきましては、窓口キャッシュレスシステム導入委託費として12節委託料を12万8,000円、システム月額利用料として13節使用料を1万5,000円を計上しております。これは、役場窓口における各種証明手数料の支払いについて、クレジットカードやQRコード等のキャッシュレス決済に対応するための専用端末の導入に係る経費であります。説明欄の番号2社会保障・税番号制度システム管理費につきましては、法改正に伴い、住民票の写し等に氏名のカタカナふりがな表記に対応するための住民基本台帳システム改修に対応するものとして委託料469万3,000円を計上し、データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修費として委託料49万5,000円を計上するものであります。なお、住民基本台帳システム改修事業は国の交付金対象となるため、財源として国庫補助金として469万2,000円を充当するものとしております。

9目地域づくり事業費につきましては、地域おこし協力隊の雇用に関し、予算に不足が生じるため、1節報酬を13万円、4節共済費を2万1,000円それぞれ増額するものであります。12目財政調整基金費につきましては、減債基金について、満期による預託先の変更に伴い基金利息が増加する見込みであるため、12節積立金を増額するものであります。次のページを

お開きください。2項1目税務総務費につきましては、人件費の補正であります。2目賦課徴収費につきましては、農協における口座引き落としデータの伝送サービス利用開始に伴い、13節使用料を9万9,000円増額するものであります。3項1目戸籍住民基本台帳費の説明欄の番号1戸籍住民基本台帳費につきましては、人件費の補正であり、番号2のマイナンバー交付事業費につきましては、フルタイム会計年度任用職員からパートタイム会計年度任用職員へと変更することに伴い、2節給料を68万1,000円減額、1節報酬を51万9,000円増額し、福祉施設におけるマイナンバーカードの代理交付助成費として7節報償費を6万円計上するものであります。4項1目選挙管理委員会費につきましては、人件費の補正であります。32・33ページをお開きください。

3款民生費について説明いたします。1項1目社会福祉総務費の説明欄の番号1社会福祉総務費につきましては、人件費等の補正であります。番号2母子福祉医療費につきましては、当該医療費の支給見込みの増加に伴い、19節扶助費967万7,000円を増額するものであります。番号4地域福祉基金費につきましては、いきいきサロンの実施地区が3地区増えることに伴い、19節を9万円増額するものであります。番号5行旅人取扱費につきましては、身寄りのない死亡事例が発生し、既存予算を執行したため、今後の執行を考慮し10節需用費を9万7,000円、11節役務費を3万円、13節使用料を3万4,000円それぞれ増額するものであります。7番地域支え合い事業費につきましては、会計年度任用職員の手当に不足が生じたため、3節を9万9,000円増額するものであります。

番号9国民健康保険事業費につきましては、財政安定化支援事業の確定による27節繰出金の減額、番号10後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業費につきましては、保険基盤安定負担金の確定による27節繰出金の減額であります。番号12後期高齢者医療保険療養給付費につきましては、療養給付費負担金の確定に伴う18節負担金の減額であります。番号13介護保険事業費につきましては、人件費の補正であります。

2目障害者福祉費の説明欄の番号5障害福祉サービス事業費につきましては、令和6年度制度改正に伴い障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に要する経費として、13節委託料を33万円計上し、障害福祉サービス

の利用見込みの増加に伴う国保連への負担金として18節を1,000万円増額するものであります。番号6の地域生活支援事業費につきましては、日常生活用具の給付の増加を見込み、19節扶助費を増額するものであります。番号8の障害児給付費につきましては、通所サービスの利用見込みの増加に伴い18節負担金を増額するものであります。番号9の療養介護医療給付費につきましては、自立支援給付受給者の増加に伴い、19節扶助費を増額するものであります。

3目老人福祉費につきましては、養護老人ホーム入所判定委員会開催日数の増加により委員謝金に不足が生じるため、7節報償費を増額するものであります。次のページをお願いします。

5目国民年金事務費につきましては、人件費の補正であります。

2項1目児童福祉総務費につきましては、人件費の補正として2節から4節を増額し、過年度における子ども・子育て支援交付金等の実績確定による国・県への返還金として22節を1,171万3,000円増額するものであります。36・37ページをお願いします。

4款衛生費について説明いたします。

1項1目保健衛生総務費の説明欄の番号1保健衛生総務費につきましては、人件費の補正であります。番号2の母子保健事業費につきましては、令和4年度の母子保健衛生費国庫補助金の確定に伴う返納金として22節を14万3,000円増額するものであります。番号4国民健康保険事業費につきましては、人件費の補正であります。番号6出産・子育て応援給付金事業費につきましては、支出対象事業の見直しにより10節需用費を5万3,000円、11節役務費を1万7,000円、13節使用料を1万円それぞれ減額し、受給対象者数の増加に伴い18節補助金を145万円増額するものであります。

2目予防費につきましては、各種補助事業の確定に伴う国県支出金の返納に要する経費として、22節償還金を268万1,000円増額するものであります。2項1目塵芥処理費、及び2目のし尿処理費につきましては、交付税の確定に伴う繰出金の増額であります。38・39ページをお願いします。

6款農林水産業費について説明いたします。

1 項 1 目農業委員会費、及び 2 目農業総務費につきましては、人件費の補正であります。

3 目農業振興費につきましては、年 1 回を予定しておりましたふるさと感謝祭から実施方法を変更し、年 4 回の川棚マルシェとしたことに伴い、10 節需用費を 4 万 9, 000 円増額し、12 節委託料を 6 万 1, 000 円減額するものであります。

6 目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、原油高騰や物価高騰の影響を受けている J A を支援するため、J A が実施する家畜排せつ物等を有機肥料化するたい肥製造機導入事業の一部を関連自治体と連携し支援するものであります。J A の事業費 8, 104 万 4, 000 円に対し、国 50 パーセント、県 15 パーセント、市町 10 パーセントの割合で支援をする予定としており、本町は均等割や飼育頭数等により 98 万 8, 737 円を負担し、財源は臨時交付金を活用することとしております。

3 項 4 目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、同様に原油高騰や物価高騰の影響を受けている大村湾漁協を支援するため、大村湾漁協が実施する冷凍機・冷凍ショーケース・活魚運搬用トラックの購入事業の一部を関連自治体と連携し支援するものであります。冷凍機・冷凍ショーケース購入事業に関しては、事業費 207 万 1, 000 円に対し、県 50 パーセントの割合の補助が予定されており、残額に対して本町は 7 万 1, 000 円を支援することとしております。活魚車に関しては、事業費 641 万 9, 000 円に対し、長崎市が 300 万円を支援を予定しており、残額に対して本町は 42 万円を支援することとしており、18 節を 49 万 1, 000 円計上しております。なお、本事業も財源は臨時交付金を活用することとしております。40・41 ページをお願いします。

7 款商工費について説明いたします。

1 項 1 目商工総務費につきましては、人件費の補正であります。

3 目観光費につきましては、11 節役務費について、今後の執行見込みを考慮し 3 万円増額し、12 節委託料については、大崎半島の観光施設に関して、売却等を見据えた各施設の点検業務を委託するための経費を計上しております。42・43 ページをお願いします。

8 款土木費について説明いたします。

1 項 1 目土木総務費の説明欄の番号 1 土木総務費につきましては、人件費の補正として減額するものです。番号 3 の緊急対応型雇用創出事業費につきましては、消耗品費の執行見込みを考慮し、10 節を 5 万円増額するものがあります。

2 項 3 目道路新設改良費につきましては、町道馬場線改良工事に伴う支障電柱の移設補償費として 21 節を増額するものであります。

3 項 2 目ダム対策費につきましては、人件費の補正であります。

6 項 1 目住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕件数の増加に伴い、10 節需用費を 215 万円増額し、町営団地外壁等補修工事に関してアスベスト含有塗料対応工事に対応するため、設計変更業務委託費として 12 節を 150 万円増額するものであります。44・45 ページをお願いします。

9 款消防費であります。

1 項 5 目災害対策費につきましては、人件費の補正であります。46・47 ページをお願いします。

10 款教育費であります。

1 項 2 目事務局費につきましては、人件費の補正として 2 節から 4 節までを増額、使用料の執行見込みの増に伴い、13 節使用料を 6 万 1,000 円増額するものであります。

2 項 1 目学校管理費の説明欄の番号 1 川棚小学校管理費、及び番号 5 の小串小学校管理費につきましては、光熱水費の増加に伴い、10 節需用費を 9 万円増額するものであります。

3 項 1 目学校管理費の説明欄の番号 1 川棚中学校管理費につきましても、光熱水費の増額に伴い、10 節需用費を増額するものであります。番号 3 川棚中学校施設改良費につきましては、アスベストが検出された特別教室 8 教室の対策工事实設計業務を委託するための経費として、12 節を 350 万円増額するものであります。

4 項 1 目社会教育総務費につきましては、人件費の補正です。

5 項 1 目保健体育総務費につきましては、旅費の執行見込みの増に伴い、8 節を 6 万 6,000 円増額し、九州地区スポーツ推進委員研究大会における参加者負担金が生じることから、推進委員 5 名分、職員 2 名分の負担金として 18 節を 1 万 8,000 円増額するものであります。3 目柔剣道場管理

費につきましては、柔剣道場の土地の売買等に関し、測量調査業務が必要であるため、11節役務費を5万円、12節委託料を35万円計上するものがあります。次のページをお願いします。

6項1目管理費につきましては、人件費の補正です。50・51ページをお願いします。

11款災害復旧費であります。

1項1目農地農業施設災害復旧費につきましては、令和5年6月の大雨による農地農業施設の災害復旧費として14節工事請負費を450万円計上するものです。なお、被災箇所は、音瀬地区・迎田地区における農地、一ノ間地区・池頭地区における農業施設の計4か所であり、財源は、農地に関しては、県の災害復旧事業費補助金として246万8,000円、及び地元負担金1万9,000円を充当する予定としており、農業施設に関しては国・県の補助事業に該当しないため、一般単独災害復旧事業債を120万円充当する予定としております。

2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、9月議会において承認いただきました町道城山岩立線の崩落復旧工事に関しまして、当初、国の支援メニューとして防災・減災対策等強化事業推進事業費補助金1,800万円を活用する予定としており、議会承認後、県を通じて国費申請をいたしましたが、結果、対象とならない旨の通知がありました。このことから、事業の実施の可否や財源に関し、再検討を行うなど、不測の時間を要し、今年度は設計業務のみ行い、次年度に対策工事を行うことといたしました。つきましては、対策工事費として14節を2,600万円減額し、財源として国庫支出金を全額減額し、代わりに道路災害防止対策事業債を活用することとしております。次のページをお願いします。

14款予備費であります。

1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより増額するものであります。以上が歳出であります。

続きまして歳入をご説明いたします。8・9ページをお願いします。

9款地方特例交付金について説明いたします。

1項1目地方特例交付金につきましては、額の確定に伴い増額するものがあります。10・11ページをお願いします。

1 2 款分担金及び負担金について説明いたします。

1 項 3 目農林水産業費負担金につきましては、歳出事業の実施に伴い増額するものであります。1 2 ・ 1 3 ページをお願いします。

1 4 款国庫支出金について説明いたします。

1 項 1 目民生費国庫負担金から 2 項 2 目衛生費国庫補助金につきましては、歳出事業の増減に併せ補正するものであります。

2 項 3 目土木費国庫補助金につきましては、先ほど説明いたしました国事業の不採択に伴い減額するものであります。

5 目総務費国庫補助金の説明欄の番号 1 個人番号カード関連事務補助金、番号 5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、番号 6 社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援補助金までにつきましては、歳出事業の増減に併せ補正するものであり、番号 4 と次のページの番号 7 につきましては、細節としての整理区分が当初予算計上時に誤っていたため組み替えるものであります。1 6 ・ 1 7 ページをお願いします。

1 5 款県支出金について説明いたします。

1 項 2 目 1 節社会福祉費負担金につきましては、歳出事業の増額に併せ補正するもので、4 節の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、負担金の額の確定に伴う減額であります。

2 項 2 目の民生費県補助金、3 目衛生費県補助金、8 目農水施設災害復旧費補助金につきましては、歳出事業の増額に併せ補正するものであります。

1 8 ・ 1 9 ページをお願いします。

1 6 款財産収入について説明いたします。1 項 2 目利子及び配当金につきましては、減債基金利子の増額を見込み補正するものであります。

2 項 1 目不動産売払収入につきましては、川棚町百津郷にある普通財産 8 7 3 . 4 2 平米を売却したことに伴い、1, 3 9 5 万 1, 0 0 0 円を増額するものであります。なお、売却先は、株式会社原産業運輸倉庫であり、売却額は 1, 4 0 5 万 1, 0 0 0 円であります。2 0 ページ・2 1 ページをお願いします。

1 7 款寄附金について説明いたします。

1 項 4 目ふるさと応援寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の増加に伴い増額するものであります。次の 2 2 ・ 2 3 ページをお願いします。

20 款諸収入について説明いたします。

3 項 2 目農林水産業費貸付金収入につきましては、林業開発促進資金として長崎県林業公社へ貸し付けている債権につきまして、繰り上げ償還がなされたため増額するものであります。

4 項 4 目過年度収入につきましては、国県における教育・保育給付費や障害者自立支援給付費など、令和 4 年度の実績に応じて追加給付が生じたため増額するものであります。24・25 ページをお願いします。

21 款町債について説明いたします。

1 項 2 目土木債、及び 5 目災害復旧債につきましては、歳出事業の増額に併せ補正するものであります。歳入は以上であります。続きまして 4 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正であります。

この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明いたしました 21 款町債に対応するものでありまして、変更欄の補正前の限度額と補正後及び追加欄の限度額との差額、及び、追加欄の限度額が 24 ページの町債の補正額と一致するものであり、限度額の合計を 4 億 3, 678 万円とするものであります。

54 ページ以降につきましては、給与費明細をお付けしておりますが、こちらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で令和 5 年度一般会計補正予算（第 5 回）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(10 : 55)

(…休 憩…)

(11 : 10)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ここで私から発言の訂正をお願いします。日程第 1 選挙第 5 号におきまして、選挙管理委員及び「補充員」と言うところを「補助員」と言ったみたいで「補充員」が正解でありますので、訂正してお詫びをいたします。

議 長 これからただいまから、一般会計補正予算第 5 回の質疑を行い

ます。山口議員。

3 番 山 口 3番山口でございますが、予算書のですね、28・29ページ、企画費の18節ですね。私も聞き間違えかどうか知りませんが。

川棚高校卒業生で、本町に住民票がある子どもたちへの卒業祝金3万円だとして、そういう風に伺ったですけれども、これは今まで無かったことだと思います。これの卒業祝金を川棚高校の子どもたちだけに3万円支給するその意図ですね。今までなかったもんですから。その意図はなんなのか。じゃあそして支給方法はどうするのか。単にですね「卒業おめでとうございます」というかたちで3万円やるのか、それともやっぱり将来的には川棚地区に、地元に戻って来て頑張っていたきたいと、そういう思いを込めて、町長が卒業生、おそらく三十数名だろうと思います100万ですから。町長からそういう思いを込めて渡されるのか。単に卒業ですから3万円ポツと渡すのかですね、そういったところを考えていただきたい。そしておそらく今年の新入生から川棚高校入学については、中学校からの分について10万円支給されます。そうすれば卒業時は3万円ですので13万円になるわけです。そうすれば他の学校に行った子どもたちとの不公平感というのは全くないのかどうかですね。大変その地元の高校を盛り上げようという気持ちはわかるんですけども、そういった点の不平等感とか、そういったものは対処しているのかその辺をお伺いしたい。

それからあわせてもう一点、47ページ。学校管理費でございますが、この学校管理費ですね。4校あるんですけども。川棚小学校、小串小学校、川棚中学校だけですね。管理費がいわゆる水道光熱費だということで伺いましたけども。じゃあ石木小学校は全くなかったのかどうか。そうすれば、ある学校は全く水道光熱費を補充しなくても、他は多いというのは、これどういうところに要因があるのか。この2点をお尋ねしたい。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 山口議員のご質問のうち、一般企画費の部分について説明させていただきます。

今回中学3年生、川棚町に住民票を持つ世帯の支援ということで説明させていただきましたが。現在行っております、川棚高校への入学祝金10万円ですね。こちらにつきましては、執行見直しということで制度を取りやめた

いと考えております。そしてそれに組み替えるかたちで、中学3年生住民票をお持ちの中学3年生ということなので、あくまで川棚高校とかいうもう限定はなく、川棚中学校という限定もなく、あくまで町内に住民票を有する子育て世帯への支援というかたちで考えております。

意図としましては、現行で川棚高校への現在支援をしておりますが、こちら今年度の入学者昨年度の予算として、昨年度中学3年生今年度の1年生に対して、1回10万円の支援を行っておりますが、結果、受験の受験者数、川棚高校のですね。こちらももとは、川棚高校の魅力向上と定数の確保というところを目的に行っておりましたが、結果そういった受験者数の希望者数、あとその合格者数等のですね、昨年度から共に減少しているという状況で、なかなかその効果が見込めないということで、理事者側としては、判断いたしまして、年度途中ではございますが、そちらの制度については見直ししまして、町長の公約にも記載しております、子育て支援のほうに充実したいと考えております。

支給方法につきましては、今のところ口座振込ということで、今年度の卒業の方が130名ほど見込まれておりますが、そちらにつきましては口座振込の方法を検討をしているところですが、そのやり方についてはまた内部でも検討をしたいと思っております。以上です。

議 長 教育次長。

教育次長 はい。学校管理費の需用費の増につきましてご説明をさせていただきます。需用費の増の要因としましては、電気代の高騰による増でございます。

そして、今回増額補正をしている学校が川棚小学校、小串小学校、川棚中学校でございます。このうち川棚中学校につきましては、昨年度4教室新たに空調機を導入した影響もあろうかと思っております。

そして、石木小学校のみ増額補正を要しなかった要因としまして、こちら教育委員会としましては、当初予算の要求を石木小学校そして小串小学校ともに電力使用料300万と見込んでおりました。

これは施設規模の点から石木小学校と小串小学校が同じ程度だということで要求をさせていただいておりましたところ、児童数につきましてやはり石木小学校のほうが小串小学校よりも少ないとそういった要因も考えておりま

す。

生徒の健康に配慮しながら、学校のほうにも節電に努めていただくようお願いしたいと考えております。以上です。

議 **長** はい。山口議員。

3 番 山 口 29ページの件で、これが、卒業生の中学卒業生ですか、3万円を一律にやるとこれは平等だろうと思うんですけども。

じゃあそうする結果としてですね、川棚高校への支援で川棚中学校からの入学生に対しての10万円というのはもう完全に終わるわけですか。効果がないということで。そうするともうわずか1年しか実施しなかったんじゃないかと私たちは記憶してるんですが、そしたらたった1年でその効果があったかどうかというのが判断できたのかどうか。

本来であればやっぱり3、4年やってみて、効果が無かったという判断すべきじゃないか。1年たった1回やったきりで効果が無かったからこれを切り替えますっていうのは新しい事業としてどうかと。

これおそらく地元の高校をもう少し盛り上げたいと。これ前町長がこうやったわけですけども。そういうこと言えば少子化の中でやっぱり段々地元の学校に進む子どもたちが減ってくるというのはおそらく将来的な展望からいけばこういう発言がどうかと思いますけれども、やっぱり学校の統廃合とそういうことにも関わってくると、そいで地元の高校を盛り上げていこうという趣旨ではなかったかと思うんですけども。

そういった点はもう少しなんか配慮できないのかということでお尋ねしたい。

議 **長** 副町長。

副 町 長 お答えします。議員言われますようにこの制度というのは川棚高校の入学者を増やすという趣旨のもと始められたものであります。

言われるように3年4年続けてみて、その効果を検証するというところは、おっしゃるとおりだというふうに考えておりますけれども。そもそもその高校の選択というのはその教育内容によって選択するものではないかというふうに思っております。その充実のための予算措置、予算の枠組みというのはスタディサプリでありますとか、模試の補助でありますとか、そういう部分で魅力向上をして行っておりますので。ちょっと言い方おかしいかも

しませんが、目先のその10万円程度で高校の選択をするか、ということなかなかそこら辺が効果がないのではないかというふうなことで。

先ほど財政課長も言いましたように、公約にも町長挙げております、高等学校進学助成金を全卒業者ということで掲げております。入学助成金としますと、入学をしない生徒おりますので、中学を卒業する生徒、川棚町に住所を有する卒業生に全て行き渡るようにということで、今回制度を新設したというところがございますので、ご理解をいただければというふうに思います。以上です。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 補足させていただきます。先ほど副町長から説明がありましたように、やはりその川棚高校として魅力を向上するということで学力の向上というのが一つあるかと思えます。

そういう中で先ほどスタディサプリというお話もありましたが、昨年度までは模試代でありますとか、検定代の支援ということで行っておりましたが、学校側からそういったスタディサプリというか、タブレットをですね、勉強をして、学力を向上したいというようなご要望もありまして、そちらについては拡充というかそこについてはプラスで対象とさせていただくということで、検討しております。

理事者としては先ほど申し上げましたように、そういう学力向上の中で、今後も魅力ある川棚高校として定数を確保いただけるように町としても支援してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 しつこいようなんですが。おそらくですね、これ県下の市町村合併で市その他に編入された学校がいっぱいあるんですが、やっぱりいろんな学校が地元の学校の入学者が減るということで、いろんな学校が支援をやっているわけですね。

いわゆるもう学校名は挙げませんが、私が知る限りでいけば3校ぐらいは間違いなくいろんな手立てをやっています。そして入学生を増やしていこうと、そして、地元の高校を存続させようと、そういうな気持ちでやって川棚もそういうなかたちで頑張ってくれてたかと思ってた中で、わずか1年でこの制度が消えるということに対して、非常に残念な気持ちがします。

できれば今後もいろんなかたちで平等性というのを考えれば、川棚中学校全ての生徒に何らかのかたちで支援するというのありがたいことなんですけども。できれば地元の高校をもっと盛り上げると、そういったこと意味を込めて、新しい施策の中で、いろんな方法を探っていただければと一点だけ要望しながら、この件に関しては、しつこいようでございますので、これで終わらせていただきます。それだけ要望をいたしておきたいと思えます。以上です。

議 _____ **長** ほかに。坂中議員。

4 番 坂 中 それでは補正予算書の50、51ページの11款災害復旧費、2項1目の14ですね、工事請負費の減額の件で尋ねます。

この町道岩立城山線の復旧工事の減額との説明がありましたが、本件については、令和5年4月8日に法面上部の崩落が発生して、約8か月、今日でちょうど8か月になりますね。当初県に相談して、国の予算がつきますよということで、来年の6月ごろには交通止めを解除して通られるんじゃないかってということでありましたが、その中でなぜ国の予算が確保できなかったのかの理由をもう少し説明をしていただきました、県と国との協議をどのように調整を行っていたのか詳しく説明をお願いします。

議 _____ **長** 建設課長。

建 設 課 長 はい。今坂中議員のほうからご質問がありました、公共土木施設災害復旧費のほうの工事請負費の減額についてですけども。確かに坂中議員が言われましたように、4月8日城山岩立線城山公園を上った岩立側のほうに、法面が崩落したということで現在も通行止めとしとるところでございます。

こちらにつきましては9月の補正のほうで、また計上させてもらった時も説明をしたところではございますが。当初こちらのほう災害が起きた段階では、一般的には公共土木施設災害復旧事業費を充てて、災害復旧に充てるとというのが一般的な考え方ではありますが、この4月8日災害が起きた段階では、異常気象とみなせる条件が該当しなかったということで、まずそちらのほうが使えないと。ただどうしても町としては財源がほしいということで、県のほうとの協議の中で、防災減災対策事業推進費のほう、こちらのほうに充てると、を紹介していただいて申請をさせてもらってあったところで

ございます。

こちら町のほうが県のほうに申請いたしまして、県から国に今度あげると。国は全国的に同じような内容ほかに事業があるみたいですが、そういうのをまとめて国の予算の中で充てていくということをしたみたいなんです。結果的にはこちら9月に本来交付決定を受ける予定だったということで考えておったところだったんですが、こちら県のほうに確認した際、本町については該当しなかったと。まず該当できなかった理由につきましては、こちら県のほうからの説明によりますと、地域防災計画に記載されている町道や緊急避難道路ですね。こちらにまずこの道路が当たっているのかということを確認されたそうです。重要度の高い道路、町道ではないとこの事業には今回は充てませんという内容を国から県に言われているそうです。本町のこの城山岩立線、県道の川棚有田線と国道205号線を結ぶ道路とはなっておりますが、先ほど言ったような重要路線の認定と緊急避難道路の認定等を受けていない道路ということで、該当しないという内容がまず理由となっております。

こちらその後10月になりまして、町長のほうと一緒に県のほうに出向いて、こちらのほうの該当はなぜできなかったのかという理由も確認したうえで、改めてこれに代わる事業がないのかということも町長のほうからも要望をされたこととございます。その後県のほうからこれをどうしても道路がこういう認定になってないということで、今後認定されてももう認定は受けられないというのをはっきり言われましたものですから、これに代わる事業として、今回上げた起債事業、緊急自然災害防止対策事業債こちらのほうに紹介いただいて、こちらのほうで進めればという内容で今回申請をさせてもらった内容としているところでございます。

今回もうこの時期ですから、今年度につきましては測量設計を行い、その後次年度同じ事業で工事請負費を計上させていただいて、工事を進めていきたいというところで、当初考えておった竣工時期、開放時期でしょうか、は遅れてくることだということで、周辺の住民の方にはご迷惑をかけることではありますが、町の財政等を考えれば、その事業でいきたいということで進めてることとございます。以上です。

議 長 ほかに、坂中議員。

4 番 坂 中 この町道城山岩立線はですね、やっぱり近隣住民の主要道路であり、生活用道路でもあります。その中で町民の方々からもですね。早く通れるようにしてほしいという声が早くから上がっておりました。

そういう中でこの今日もまでですね、この8か月間特に岩立旭が丘線を通る車両の数が特に多くなっているのはご存知だと思いますけども。私が、この1日の車両台数の調査は行ったことはありますか、担当課は。

議 _____ **長** 建設課長。

建 設 課 長 はい。調査は行ったことはありません。

議 _____ **長** 坂中議員。

4 番 坂 中 私は地元民ですので、ちょっと1日限りですけども、朝6時から9時までの3時間で1時間区切りの車両台数をカウントを行いました。結果を言いますとですね。バイク・軽・普通自動車・2t車を1台とみまして、通過台数が朝6時から7時まで56台、朝7時から8時まで122台、朝8時から9時まで112台、この3時間でですね。290台この日はですね。だから毎日月曜から金曜まで約300台ぐらい通ってるですよ。土曜日曜は少ないんですからね。だからこの路線はその狭いためにですね、車両の接触等やガードレールの接触等あるのは多分担当課としてはご存知だと思います。ここは児童生徒の通学路でもあります。

だから事故が起こる前にですね。早急にやはり保留箇所の新設工事を行っていただき、この設計のほうは年度内ということですので。6年度の当初の予算でですね、確保されて早期にですね。通行止めの解除にさせていただきたいと思います。それともう一つ、関係でよろしいですか。

議 _____ **長** はい。

4 番 坂 中 はい。この路線のですね通行止めのですね崩落以前に、令和5年1月15日に直径約30センチ約2メートルの木が法面上から路上に倒れておりました。総代さんと私と二人でチェーンソーで撤去をしておりますが、それはもう担当課も多分ご存じだと思いますけども。今回は4、5日前ですけど令和5年12月4日に、路上を完全に塞いだ状態で倒木がされてます。担当課は来られて見られてくるから課長もご存じだと思いますけども、この実情から判断するとやはり崩落工事だけではなく、法面上の伐採も同時に予算化されて車両通行や歩行者の安全確保にやはり務めるのが行政の責務

ではないかと考えますが、町長答弁をお願いします。

議 長 町長。

町 長 はい。今、坂中議員のほうから岩立城山線の重要性をご報告いただいたところでございます。私もあの道は抜け道として、利用されてる部分もありますので、重要な路線と考えております。よって先ほどありましたように国の補助事業が通らない、県から紹介された事業も通らない、さてどうしたものかということで、建設課長と担当の係員と一緒に県の出向いて何かないだろうかということで、相談させていただき今の状況に至ったところでございます。そこは私も早急に開通したいという思いで議員と同じ思いでございますので、そういうかたちで今現在遅くなりましたけれども、動いている状況でございます。そのほかにも崩落とか木の倒木あつてるといふことなんですけれども、担当課がその辺は把握しておりますので、今通行止めになっております。そして今度改良、今設計ですけども、次年度改良工事に入りますので、その折に、できるところできないところをきちんと精査して、安全性を保った開通に心がけていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 1番堀田です。38ページの肉用牛経営基盤安定事業の件で、たい肥製造をするということでしたけど。この場所はどこなのかですかね。それと、全部の機器の総額はいくらなのか。それと該当者が東彼3町をそのJAがしているもんものなのか、あるいは大村のほうまで該当してるものかですね。それと機械の構造ですけど、どういったものを設置するのかちょっとお聞きをいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。堀田議員の質問にお答えします。肉用牛基盤維持支援事業費の98万9,000円の補正につきましては、飯盛のほうにあります飯盛ゆうきセンターのほうにですね、たい肥処理設備の導入を行うということで予定しております。関係市町におきましては、諫早市、大村市で東彼3町の5市町が関係市町ということになっております。これにおきましては、先ほど企画財政課長のほうからも答弁ありましたように、飼育規模の拡大に伴い、増加する家畜、排せつ物等のたい肥処理能力の向上を図るとともに、県

央管内の農家のニーズに対応した、ペレットたい肥等を生産するという
ことで、耕畜連携を強化する目的で設備の導入を行うようにしております。たい
肥の集約につきましては、農協のほうで川棚町に、なんていいですかね、集
約といいですか、取りに来るということになっております。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。田口議員。

10番田口 歳入関係で2点お聞きします。18、19ページの財産土地売
払収入1,395万1,000円は原産業へ売ったという、土地を売ったん
だと思えますが。原産業へ売ったという説明でしたが、これは場所的には、
現在冷凍倉庫が建っているあの場所の隣接部分というか当該部分といえます
か、というふうに考えていいのかというのが一点です。

それからもう一点は、次のページのふるさと応援寄附金の増額ですが。1
億3,000万円の予算を今回2,000万円増額ということになっており
ますが。ということはもうすでに今現在、1億3,000万円を超すぐらい
の応援寄附金があっているというふうに考えてよいかどうかということ
と、現在までの状況から判断して2,000万円の増となっているんでしょ
うけども、その2,000万円の増でよいかどうかというその判断はど
うでしょうかということをお聞きします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 田口議員のご質問にお答えします。まず土地の売払収入であり
ますが、売払先は原産業様ではなく原産業運輸倉庫様ということで、おっ
しゃるように、あそこの倉庫の隣接する、形状としては、細長い土地になり
ます。平米は先ほど説明しましたとおり873.42平米であります。

そしてもう一つ、ふるさと応援寄附金につきましては、今現在手元に持っ
ている資料として10月末の寄附額につきましては、5,600万というと
ころであります。ただですね応援寄附金分につきましては、ご承知のとおり
11月、12月に大半の寄附が集まるものでありますので、昨年度におきま
しても11月、12月でおおよそ7,000万の寄附をいただいております。
これまでの4月から9月まで寄附実績としましては、おおむね、対前年
比2倍の推移で寄附がいただいております。10月になりまして、国の制
度改正もありまして、一旦ちょっと寄附額が落ち込んでおります。11月も
その状況が続いておりましたので、ちょっと年間を通してですね、寄附の見

込みというのがさたてづらい状況ではありますが。12月ここ7日ぐらいありますが、それについては対前年比を上回るような状況もございましたので、4月から9月までの2倍ほどの推移、そして10月11月と残り下期ですねについては、対前年度比程度を見込みながら、1億5,000万を目指したいということで、今回目標と予算としてさせていただいております。以上です。

議 _____ **長** 小谷議員。

1 3 番 小 谷 今のふるさと納税分に関連するんですけども、今回2,000万の総額ということになっておりますが、歳出のほうで29ページ、ふるさと納税管理費のほうで717万6,000円となっております。課長先ほど言われたように、10月から制度改正になって経費が50パーセント以内ということで、ルールが決まったと思いますけども、今回2,000万の増額ということで、そのうちの50パーセントっていうか、1,000万ですよ。そのうちの700万が経費として、経費といいますか、管理費で入ってくるっていうことなんでしょうけど、この中にはその返礼品の分も入っているのかどうかっていうのをですね、ちょっとお聞きしておきたいと思いました。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 お答えします。今回おっしゃるように歳入としてましては、2,000万円増額。そして、歳出としましては、約700万円の増額ということで、計上させていただいております。歳出の内訳につきましては、ふるさと納税の管理事務を委託している事業者への委託料相当ということで、700万を見込んでおりますが、その中には返礼品代の30パーセント分の返礼品代でありますとか、送料あとその寄附受領証明等ですね委託料等を含んでおりまして、先ほど国の制度で5割というところとの数字の若干ずれはございますが、今回ポータルサイトの手数料でありますとか、あとその5割の中に人件費等も入っております、厳密に歳入額と歳出額がですね、5割で補正をするというかたちになっておりませんが、最後また3月の折に執行状況等見ながら、歳出歳入のまた補正をさせていただければと思っております。以上です。

議 _____ **長** 辻議員。

6 番 辻 6番辻です。50ページの土木の関係ですけれども、坂中議員の関連ですが、平島に行く道路があるんですが、五差路があるんですが、ここの道路が今朝も交通事故があつてですね、大変だったんですが、ここは要所で今ちょうど解体されている。家が解体されてですね、その予算がつけられているかどうか、今どういうふうになっているかちょっと聞きたいんですが。

議 長 辻議員。

6 番 辻 はい。

議 長 これ一般会計の補正の5回目のところとはちょっと関係ないんじゃないんですか。

6 番 辻 交通事故災害じゃないでしょうか。違うか、ちょっとくっつけました。取り消します。失礼しました。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 37ページの出産・子育て応援給付金事業費、これが支給対象を見直してということで、説明があつたと思います。ちょっと詳しくご説明をお願いしたいなと思います。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 ご質問にお答えいたします。厳密に言いますと支給対象を見直したというよりは、本来でしたらこの制度4年度から始まりまして、4年度に妊娠された方、出産された方に対して、それぞれ妊娠時5万円、出産時5万円ということで支給する制度でありまして、5年度につきましても、同様であります。しかしながら、去年令和4年度の年度末近くに支給をする手続きが集中をしたものですから、令和4年度時点で本来請求できる方が、請求をされてらっしゃらずに令和5年度まで持ち越した方があつたということで、その分の4年度から繰り越して5年度に請求をされた方の分があつたものですから、その分を含めて補正をさせていただいているという状況であります。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。炭谷議員。

5 番 炭 谷 5番炭谷です。先ほどの肉用牛のたい肥の件で、産業振興課長の説明があつた最後の部分のところ。東彼管内にも取りに来るというふうなことだったんですが、川棚町内、郡のそういったエリアに入っていると

いうことはわかるんですけど。収集場所とといいますか、一時的なたい肥を集約して置くような場所ってというのが、川棚町内には一か所ができるっていうようなことまでは話ないわけですか。その辺をちょっと聞きたいと思いますけど。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 炭谷議員の質問にお答えします。たい肥を一か所に集約する場所には現在町にはありません。各たい肥を置かれている方のところに取りに行かれるということです。以上です。

議 _____ **長** 質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第43号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:48)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 4 8)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6 議案 4 4 号

議 長 次に、日程第 6、議案第 4 4 号「令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 4 4 号「令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、6 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 9 億 3, 2 9 7 万 1, 0 0 0 円にしようとするものです。

補正の主なものといたしまして、歳入においては、一般会計からの繰入金
の減額であります。

また、歳出においては、諸支出金の増額を行うものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用い
てご説明をいたします。

歳出から説明をいたしますので、予算書 1 0 ページ・1 1 ページをお開き
ください。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、
歳入の補正により、財源の調整を行うものであります。予算額の増減はござ
いません。次のページをお開きください。

5 款保健事業費、2 項 1 目特定健康診査等事業費は、未受診者に対する 2
回目の受診勧奨を追加実施することといたしまして、そのための費用であり

ます。次のページをお開きください。

8 款諸支出金、1 項 4 目償還金は、令和 4 年度国庫支出金の精算に伴う返納金であります。次のページをお開きください。

9 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより調整するものであります。

続きまして歳入を説明いたしますので、予算書の 6 ページ・7 ページをお開きください。

4 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金は、歳出 5 款の保険事業費で説明いたしました事業費の財源として追加交付を受けるものであります。次のページをお開きください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、地方交付税措置される財政安定化支援事業費が確定をいたしましたので、確定しましたことによります減額補正であります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 4 4 号「令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第44号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:04)

日程第7 議案45号

議 長 次に、日程第7、議案第45号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第45号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、106万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ、2億1,744万2,000円にしようとするものであります。

補正の主なものといたしまして、歳入においては、一般会計からの繰入金
の減額であります。また、歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金
の減額を行うものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明いたします。歳出からご説明いたします。予算書の8ページ・9ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金額の減額補正であります。今年度の保険基盤安定繰入金の額が確定したことによるものであります。

次に歳入を説明いたします。6ページ・7ページをお開きください。

4款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金は、今年度の後期高齢者医療保

険基盤安定負担金の確定による減額補正であります。以上で説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:07)

日程第8 議案46号

議 長 次に、日程第8、議案第46号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求

めます。町長。

町長 議案第46号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、66万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15億5,926万4,000円にしようとするものです。

なお、補正の詳細につきましては、長寿支援課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。

歳出から説明いたしますので、8ページ・9ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、令和6年度の介護保険制度改正に対応するための電算システム改修費の増額であり、同じく3目認定事業費につきましては、介護認定調査のシステムが更新されることから、これに対応するタブレットパソコンを調達するための増額するものでございます。次のページをお開きください。

4款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費の説明欄の項目4介護予防ケアマネジメント事業につきましては、職員の人件費として2節給料、3節職員手当等169,000円、4節共済費をそれぞれ増額し、説明欄の項目7一般介護予防事業費につきましては、介護予防事業の実施回数及び時間の増加により、この事業に従事する会計年度任用職員の看護師等の配置増により必要となる人件費として、1節報酬及び3節職員手当等20,000円をそれぞれ増額するものです。

次に、2目包括的支援事業・任意事業費の説明欄の項目1包括的支援事業費（包括支援センターの運営）につきましては、包括支援センター職員の人件費として、2節給料、3節職員手当等132,000円、4節共済費をそれぞれ増額し、説明欄の項目2任意事業費では、会計年度職員の人件費として3節職員手当等20,000円を増額するものです。次のページをお願いいたします。

5款基金積立費、1項1目介護給付費基金積立金につきましては、令和3

年度及び令和4年度のそれぞれの単年度において生じた剰余金に相当する額を、介護保険給付費基金に積み立てるために積立金を増額するものでございます。次のページ、14ページ・15ページをお開きください。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページ・7ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項5目介護保険事業費補助金につきましては、歳出で説明しました、令和6年度介護保険制度の改正に対応するための電算システム改修に対する補助金を増額するものでございます。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:13)

日程第9 議案47号

議 長 次に、日程第9、議案第47号「令和5年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第47号「令和5年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的支出において8万3,000円を増額し、支出予算の総額を4億3,967万7,000円にしようとするものであります。また、資本的支出において145万1,000円を増額し、支出予算の総額を5億274万1,000円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。それでは、説明いたします。議案書の3ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書の収益的支出について説明いたします。

1款1項4目総係費については、人事異動等に伴う給与、退職手当組合負担金が増額したものであります。

次に、資本的支出についてであります。

1款1項1目下水道建設改良費につきましては、人事異動等に伴う給与、手当、法定福利費、退職手当組合負担金が増額したものであります。議案書の表紙をご覧ください。

第2条には、当初予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の補正を記載しております。

第3条には、当初予算第4条に定めた、資本的収入及び支出の補正を記載

しております。

1・2ページには予算実施計算書、5・6ページの予定損益計算書、7・8ページの予算貸借対照表、9・10ページのキャッシュフロー計算書につきましては、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号「令和5年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「令和5年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:17)

日程第10 議案48号

議 長 次に、日程第10、議案第48号「令和5年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第48号「令和5年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的支出において11万3,000円を増額し、支出予算の総額を3億7,765万8,000円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

議 長 水道課長。

水道課長 それでは、説明いたします。議案書2ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書の収益的支出について説明いたします。

1款1項5目総係費について、人事異動に伴う退職手当組合負担金が増額したものでございます。議案書の表紙をご覧ください。

第2条には、当初予算第3条に定めた、収益的支出の補正を記載しております。

3ページには損益計算書、4ページ・5ページには貸借対照表、6ページ・7ページにはキャッシュフロー計算書を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号「令和5年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第48号「令和5年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:20)

日程第11 議案第49号

議 長 次に、日程第11、議案第49号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第49号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本議案につきましては、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」、及び「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、本条例の一部改正を提案するものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、私のほうから内容について説明させていただきます。川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する

条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本条例に規定する、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律とは、俗に地域未来投資促進法とも呼ばれておりますが、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進するため、都道府県や市町村が策定する基本計画に適合する民間事業者の「地域経済牽引事業」に対し、様々な支援措置を講ずるものであります。

新旧対照表にて説明いたしますので、条例案の次のページをお開きください。

第1条は本条例の趣旨を定めております。右側の改正前の5行目に記載しております法第24条は、課税の特例を指しておりますが、法改正に伴い25条へと変更するものであります。

第2条は課税免除の適用について定めております。

3行目に課税免除の適用となる期間について定めておりますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、令和7年3月31日へと変更し、5行目の省令名称につきましても、法改正に伴い第25条から第26条へと変更するものであります。改正条例案をご覧ください。

附則であります。この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「川棚町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:24)

日程第12 議案第50号

議 長 次に、日程第12、議案第50号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第50号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月19日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係政令の整備に関する政令」が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については原則として令和6年1月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例の一部改正を提案するものです。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明をいたします。

改正の概要でございますが、出産を控えた被保険者の産前・産後の期間に係る国民健康保険税の内、当該被保険者に係る所得割額と被保険者均等割額の一部を減額するということであります。

それでは、新旧対照表により、ご説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。

条例第23条に第3項を新たに設けております。出産を控えた被保険者に係る所得割額と被保険者均等割額の減額の方法について規定をしております。

減額の方法につきましては、所得割額の12分の1、被保険者均等割の12分の1の金額に減額の対象となる月数を乗じて算出した額を減額することとなります。

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、被保険者が40歳以上の場合は、介護納付金課税額のそれぞれの算定額から減額をすることとなりますので、それにつきまして第1号から第6号によりそれぞれの区分の所得割、被保険者均等割額の減額方法を規定しています。

減額の対象となる期間ですが、出産の予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間となります。

なお、多産、いわゆる双子とか三つ子を妊娠されている場合につきましては、出産予定月の3か月前の保険税から減額の対象となります。

第24条の3につきましては先ほど説明しました国民健康保険税の減額に関する届出に係る規定を新設するものであります。

対象の被保険者は、出産予定月の6月前から手続きを行うことができ、町長が必要な事項を確認できる場合は、届出を省略することができるように規定をしております。改正文の2枚目、附則をご覧ください。

施行期日につきましては、令和6年1月1日としており、令和5年度の国民健康保険税の内、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降分の国民健康保険税に適用し、令和5年度分の国民健康保険税の内、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度までの国民健康保険税は従前

の例によることとしております。

なお、今年度につきましては、令和5年11月に出産した被保険者がいる場合、令和6年1月分に相当する国民健康保険税が、今回の条例改正による最初の減額対象となります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第50号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:31)

日程第13 議案第51号

議 _____ **長** 次に、日程第13、議案第51号「川棚町農村地域工業導入促

進対策審議会設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第51号「川棚町農村地域工業導入促進対策審議会設置条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

「農村地域工業等導入促進法」が一部改正され、その名称も「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」へと改正されたことに伴い、「川棚町農村地域工業導入促進対策審議会設置条例」の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、産業振興課長より説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、改正内容についてご説明いたします。

新旧対照表によりご説明いたしますので、改正文の次のページをご覧ください。

まず、題名及び第1条中の審議会の名称について、「川棚町農村地域工業導入促進対策審議会」から「川棚町農村地域産業導入促進対策審議会」に改めております。

第1条中の「農村地域工業等導入促進法」を、関係法の題名が変更されたことにより「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同法律の条項も整理されておりますので、市町村における審議会の設置に関する規定を「第18条第3項」から「第14条第2項」に、また、支援対象業種が工業等5業種に限定されていましたが、法律上の限定が廃止されたことから「工業の導入」を「産業の導入」に改めております。

第2条の組織の委員について、第2号中の「工業関係を代表する者」から「商工業関係を代表する者」に改め、第5条の会議について、第1項中の「会長が必要に応じて招集する」から「会長が招集し、会長が議長となる」に改め、同項の次に「ただし、会長及び副会長が選出されていないときの招集は、町長が行う。」を加えております。

第8条においては、ひらがなの「はかって」を漢字に改めております。改正文に戻っていただき、附則をご覧ください。

附則の第1項、この条例の施行期日については、公布の日から施行すると

しております。

第2項は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正し、別表中の「農村地域工業導入促進対策審議会委員」を「農村地域産業導入促進対策審議会委員」に改めるものであります。以上で説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

10番田口 今回の改正分のそのものではないですが、1点お聞きしますけれども。川棚町の農村地域っていうものは町内のどこかというように線引きをされているようなものなのか、あるいはもう川棚町全域が農村地域、この法律の対象になるっていう考えなのであるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 今回の農村地域の産業の導入の促進等に関する法律におきましては、第5条第1項に「市町村は、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への産業の導入に関する実施計画を定めることができる。」と規定されておりますけれども。申し訳ありません、その「一定の地区」については私が今現在把握しておりません。以上です。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号「川棚町農村地域工業導入促進対策審議会設置条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第51号「川棚町農村地域工業導入促進対策審議会設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13 : 37)

日程第14 議案第52号

議 _____ **長** 次に、日程第14、議案第52号「公の施設の指定管理者の指定期間の変更の件（中央公園）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第52号「公の施設の指定管理期間の変更の件（中央公園）」について、提案理由をご説明いたします。

都市公園であります中央公園につきましては、令和2年12月定例会におきまして、川棚町都市公園条例により令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、一般社団法人チューリップスポーツクラブを指定管理者とすることで議決を受けていたことから、この度、更新を行うための公募の準備を進めておりましたが、公募の方法や幅広く多方面からの応募が可能で公平性と透明性を確保した公募を確立する必要があると判断いたしました。

そのためには、所要の事務や選定スケジュールを見直すために時間を要するため、現行の指定管理期間の期限であった令和6年3月31日を令和8年3月31日まで延長したく、地方自治法第244条の2第6項及び川棚町都市公園条例第18条第1項の規定により議会の議決を受けるものであります。

なお、詳細につきましては建設課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 建設課長。

建設課長 それでは、私のほうから詳細についてご説明をいたします。

議案書の次のページをお開きください。参考資料とします。

1. 現行指定管理者の指定期間についてです。

施設の名称、中央公園。

指定管理者、長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2353番地。一般社団法人
チューリップスポーツクラブ、代表理事、柏木尚文。

指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

本内容につきましては、令和2年12月定例会において、議案として記載
をした内容となります。

この指定期間について、期間の変更を行うものであります。

2. 中央公園指定管理者の指定期間の変更について。

現行の指定期間、「令和3年4月1日から令和6年3月31日まで」を
「令和3年4月1日から令和8年3月31日まで」に変更する。当初、3年
間であった指定期間を2年間延長して、5年間とするものであります。

3. 変更理由。

中央公園指定管理の指定期間については、当初、令和6年3月31日まで
としていたため、更新にともなう公募を行うための準備を進めていたが、公
募にあたり幅広く多方面からの応募を行ってもらうための方法や公平性と透
明性を確保した公募を確立するためには、所要の事務や選定スケジュールを
見直す必要がでてきた。

そのため、これらの事務に時間を要すると判断し、指定管理の期間を2年
間延長するものとしております。

この内容についてもう少し加えさせていただきます。本事案につきましては
は、ただいま説明いたしましたように、来年3月に指定管理の期限が切れる
こととなるため、更新のための公募を行い、希望者からの応募を募り、審査
を行ったうえで、新たな指定管理者を選定し、本定例会に議案提出を行うた
めの準備を進めておりました。

その際、本町において本指定管理を含め、他の施設における指定管理者の
公募関係を調べたところ、公募を行った実績、事例がなく、公募のための進
め方も定められていなかったことから、他市町の事例をもとに検討を行って

おりましたが、本指定管理者の公募内容と合致するような事例も見当たらず、また、公募から決定までの期間も短かったことから、公募を行ったのち、今と異なります新たな指定管理者が決定された場合、今の指定管理者が行うこととなります。新たな指定管理者への引き継ぐための期間や、現在、本指定管理の業務を行うために雇用されております従業員の再雇用先の検討などの作業に対します期間が短いと判断し、改めて、公募関係のスケジュールや公募方法を構築したく2年間の延長を行うものであります。

なお、延長いたします2年間の内、当初の1年目は、他市町への聞き取りを行いながら、広く公募ができる方策を構築し、また、指定管理者選定委員会の設置及び委員会の開催を行い、公募方法について協議を進め、残り1年間の上半期において、公募を実施、決定、議決を受ける内容で行っていく計画として延長を行うものとしております。以上、本議案の説明とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

1 0 番 田 口 今の説明に出ておりませんが、私の記憶ではですね、間違っていたら、訂正してもらえばいいんですが。記憶では条例上は指定管理は原則5年間とするという原則で、今回のこの中央公園のこれだけは、最初なので当面3年間にするみたいな感じで3年間って決めたのではなかったかなというふうなことを思います。したがって、今回は2年延ばすというのは原則に戻ると同じことと同じで理解すればいいのかなって思っているんですが、記憶間違えでしょうか。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。今田口議員が言われたとおり、当初この指定管理を定めるときに、そのような内容で議決を受けて進めておりました。ただそのときに議案として、提出され議決を受けた内容で期間まで定めておったものですから、その期間が今回変更するというところで、本日の議案の提出となるところでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。小谷議員。

1 3 番 小 谷 今の田口議員の話にも関連するんですけども。最初3年間施行期間といいますかそういうかたちで3年間ということで、始まったと思うんですが。今回は延ばされるということですけども、この3年間のその評価と

いいですか。問題とかなかった、あんまり聞いてもおりませんので、なかったのかと思いますけど、もう3年間の評価というものはどのように評価されているでしょうか。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。小谷議員からの3年間の評価ということでのご質問ですが、まだ3年間実際経っておりません。3年度のほうから3年、4年、今5年度ということで、3年目となつてるところでございますが。評価につきましては、毎年実績報告の提出を受けております。報告を受けたのち、施設に私が入りまして、各帳簿関係の確認、日誌の確認、各書類等の確認をさせていただいて、その内容について評価をし、おおむね良好という内容で受け取っておるところでございます。また、この今2年半指定管理を受けているところでございますが、住民等からの建設課等に対しての苦情等も今あっておりません。今の指定管理については一定評価できると考えているところでございます。以上です。

議 _____ **長** 山中議員。

1 2 番 山 中 今の説明では、新たな管理者をとというふうに受け止めたんですけども、それは変更するということを前提に、次の指定管理者を募集するような準備をするために2年間延ばすということではないんですか。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 いや、この2年間今からの2年間で改めて公募の方法等を確認し、残り1年間で公募を行うということで、また募集を行いそれで決定していくということでございます。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。炭谷議員。

5 番 炭 谷 5番炭谷です。この指定管理の検討を含めた中で延長ということでもありますけども。その指定管理料とその指定管理を今後公募していくであろうということも勘案してということでもありますので、指定管理料が高くなるとか、そういったこと見込んでいってというふうな考え方はありませんか。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。炭谷議員からの指定管理料関係なんですけど。あくまでも今の契約を延長するということですから、これからの2年間については、同

一額で指定管理をお願いするということで考えているところでございます。それと今後ですね、その後の公募の行う際のところにつきましては、また改めて指定管理料については見直しは考えていきたいと思っております。今のところ、そこについてもどのぐらいの額になるのか決まっているところではございません。以上です。

議 長 他に。炭谷議員。

5 番 炭 谷 現行の指定管理料というのはちょっと聞いたつもりだったんですけど。

議 長 金額ですか。

5 番 炭 谷 はい。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。金額のほうですけれども、年間1,950万となっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号「公の施設の指定管理者の指定期間の変更の件(中央公園)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第52号「公の施設の指定管理者の指定期間の変更の件（中央公園）」は、原案のとおり可決されました。

(13:50)

日程第15 議案第53号

議 長 次に、日程第15、議案第53号「佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第53号「佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を改正する連携協約の締結に関する協議の件」について、提案理由をご説明いたします。

本議案につきましては、平成31年1月12日に締結した佐世保市及び本町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは私から、佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の内容について説明いたします。

連携協約の内容を説明する前に、連携中枢都市圏について説明いたします。本日お配りしております補足説明資料「西九州させぼ広域都市圏事業概要」というホチキス留めになっている資料をご覧ください。補足資料の1ページをご覧ください。

この連携中枢都市圏というのは、相当規模の中核性を備えた中心都市が、近隣の市町村と連携し、連携協約にも締結しております「ア経済成長のけん

引、イ高次の都市機能の集積・強化、ウ生活関連機能サービスの向上」という3つの分野に連携して取り組むものであり、人口減少社会の中にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持していくことを目的としております。

今回の協約に関しましては、佐世保市を中心都市とし、平戸市、松浦市、西海市、佐々町、川棚町、波佐見町、東彼杵町、小値賀町、新上五島町、伊万里市、有田町の12市町を構成市町として各分野で連携事業を進めております。

なお、今回連携協約の変更を提案しておりますが、1ページの③に記載しておりますとおり、現在、平成31年3月に公表された第1期ビジョンに基づき各施策を展開しておりますが、今年度をもって第1期ビジョンの終期を迎えることから、ビジョンの改定に伴い、連携協約の内容を変更するものであります。2ページをご覧ください。

第1期ビジョンの体系をお示ししております。

表中左に記載しております、先ほど説明しました、連携中枢都市圏として求められている3つの役割「ア経済成長のけん引、イ高次の都市機能の集積・強化、ウ生活関連機能サービスの向上」があり、それに関連し、各3つの施策、そして各施策を推進する46の事業によりビジョンは構成されております。次のページをお開きください。

第2期ビジョンの体系をお示ししております。第2期ビジョンでは、3つの役割に変更はありません。施策の新設につきましては、ア圏域全体の成長のけん引の①産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備と、⑤のその他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策の2項目が新規項目としてあります。施策の廃止につきましては、2ページに記載しておりますが、イ高次の都市機能の集積・強化のbの高等教育・研究開発の環境整備の1項目が廃止となっております。議案の別紙をご覧ください。

連携協約の一部を変更する連携協約について記載しております。

中ほどに記載しております、現連携協約の別表を次のように改めるとして、変更後の別表をお示ししております。原契約においては、先ほどのビジョンに示されている3つの役割と9つの施策までを別表として定めておりますので、今回のビジョン改定に伴い、連携協約別表に記載の施策を変更し

ております。5ページをお開きください。

具体的な変更箇所について、新旧対照表にて説明いたします。

なお、表中のアンダーラインを引いております箇所は変更箇所であります。役割1の圏域全体の経済成長のけん引に関する取組の施策(1)産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備については新設項目であり、取組内容は、産学金官民一体となった懇談会等の設置及び西九州させぼ広域都市圏ビジョンの進捗管理に関すること、佐世保市である甲の役割は、当該取組内容を推進するとし、本町である乙の役割は、甲と協力して取り組むとしております。現契約の1、2次のページに記載の3につきましては、先ほどの施策の新設に伴い番号を修正しております。

施策(5)その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策についても新規項目であり、取組内容は、GX関連の取組など、圏域全体の経済成長をけん引するための取組に関すること、甲の役割は、当該取組内容を推進するとし、乙の役割は、甲と協力して取り組むとしております。

役割2の高次の都市機能の集積・強化に関する取組の施策(1)高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築については、第2期ビジョンから、佐世保市と佐々町において広域的公共交通網の構築に関する事業を予定されており、変更案の取組内容に「広域的公共交通網の構築等」を追加するものであります。7ページをお開きください。

現協約の施策(2)高等教育・研究開発の環境整備につきましては、ビジョンの改定に伴い廃止いたしますので削除しております。

次の項目については、第2期ビジョンから新設された事業であり「佐世保市中央公園の利用促進」に本町としても参画を予定しており、協約に追記するものであります。取組内容は、圏域内に特徴的都市機能の集積及び強化に関すること、甲、及び乙の役割は、圏域全体の交流人口の拡大に資する都市機能の集積及び強化に関する取組を推進するとしております。

役割3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組の施策(1)生活機能の強化の地域医療につきましては、当該施策に関連する事業である「地域医療の確保に関する取組」に本町としても参画を予定しており、協約に追記するもので、取組内容は、地域医療体制の維持及び確保に関すること、甲の役割は、当該取組内容を推進するとし、乙の役割は、甲と協

力して取り組むとしております。8ページをお願いします。

施策の福祉の項目につきましては、表現の一部修正であります。次の教育・文化・スポーツにつきましては、「スポーツ施設相互利用の検討」という事業が追加されたことに伴い、協約内容の表現を修正されたものであります。9ページをお願いします。

施策(2)の結びつきやネットワークの強化ICTインフラ整備の施策につきましては、ビジョン改定に伴い廃止いたしますので削除しております。10ページをお願いします。

施策(3)のマネジメント能力の強化については、表現の一部修正であります。4ページ目をお願いします。

附則をご覧ください。この連携協約は令和6年4月1日から施行するものとしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号「佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第53号「佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 03)

日程第16 請願第3号

議 長 次に、日程第16、請願第3号「国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議についての請願」を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第3号「国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議についての請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、請願第3号「国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議についての請願」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(14 : 03)

日程第17 請願第4号

議 長 次に、日程第17、請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書」を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(14:04)

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(14:05)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 小 田 成 実

会 議 録 署 名 議 員 山 中 美 由 紀